

大阪府警察からのお知らせ

大麻は違法薬物です！

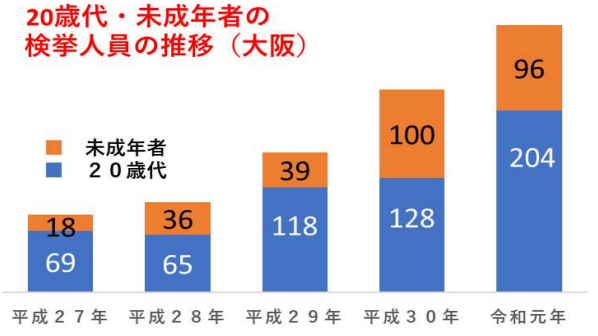
～ 正しい知識と断る勇気で、自分の身を守ろう ～

若年層を中心とした大麻の乱用拡大が問題になっています！

大麻事犯
検挙人員の推移（大阪）



20歳代・未成年者の
検挙人員の推移（大阪）



大麻に対する間違ったイメージが広まっています！

たばこより害が少ない？
依存性がない？
1回だけなら平気？

実は…

極めて有害な薬物！

- 有害であり、脳の正常な成長を妨げる。
- 依存性があり、自分の意志で止めることが困難。
- 幻覚、記憶障害、学習能力の低下、人格の変化などを引き起こす。

大麻の乱用は厳しく処罰されます！

大麻取締法での罰則(例)

- 所持・譲渡・譲受 ～ 5年以下の懲役
- 輸入・輸出・栽培 ～ 7年以下の懲役



誘われたら、
キッパリ断る！
その場から離れる！
ことが大事。

最後に伝えたいこと…

- 大麻の乱用は、自分の将来を台無しにし、家族や恋人など、大切な人の人生も壊してしまいます。
- 困ったこと、悩み事があったら、周囲の大人にまず相談してください！

〈相談窓口〉

覚醒剤 110番

電話 06-6943-7957

少年総合相談（グリーンライン）

電話 06-6944-7867

又は最寄りの警察署

